



## ▼ 本誌497号について



### 特集1 条文ではない法規範 ——ソフトローとは何か

行政分野に関する論稿では、想起しやすい解釈基準・裁量基準だけではなく、民間団体の自主規制・規格の役割や、受益的処分取消しに関する運用について「ソフトロー性」を認める議論が展開され、大変興味深く読みました。コーポレートガバナンス分野に関する論稿では企業行動規範やコーポレートガバナンスコード等の会社法との違いに注目して読み進め、当該分野での存在感を再認識しました（特に社外取締役の選任に関する議論）。コンプライ・オア・エクスプレイン主義の光と影については、柔軟性の裏側にエクスプレイン率の低さという利点欠点が浮き彫りになっており、ソフトローについて学ぶ格好の素材であると考えます。（T.H.・学部生・20代）

単語としては耳にする機会も多い「ソフトロー」ですが、どういった規範で、どのような効力をもつのかといったことを含めて曖昧な印象しか持っていなかったため、ソフトローに注目してさまざまな分野でのそのはたらきをみるのが新鮮で面白かったです。どの分野でも、ハードローとソフトローとの領域の境にそれぞれの利点欠点があり、ソフトローを知ることを通じて、あらためて法そのものがいかに機能するのかという視点に立ち返られるように思いました。（N,K.・学部生・20代）



### 特集2 宇宙と法学

宇宙はあまり馴染みのない分野だったのですが、従来の法を複合的に組み合わせながら、適切にリスク管理のもとでのフロンティアの開拓を進めようとしている点を面白く読ませていただきました。宇宙活動のアクターが国家に限られず多様になる中で、国内法と国際法の相互作用や行政法と民事法の連携、スペースデブリの管理におけるソフトローによる基準の発展があ

るといことは、法の知識を総動員して宇宙空間を考える知的好奇心を刺激するものでした。

（T.M.・学部生・20代）

極めて今日的なテーマであり、「これからのこと」でありながら、かつ喫緊に取り組むべき事項が多いのではないかと思います。とりわけ今現在国際宇宙ステーション内で各国の宇宙飛行士が活動している状況において、石井論文では「宇宙関連条約は関係国が宇宙船内の行政、技術、社会的事項を規律することについて殆ど定めを置いていない」といわれ、事故等に対する賠償責任等法制整備の必要性を強調されていますが、同感です。確かに我々人間の宇宙との多様な関わり方が変化してゆくのを、法がどう追いかけていくのか注視したいと思います。（nk・その他・60代以上）



### 憲法 教科書のその先へ

立法による具体化が求められる権利であり、憲法上の保護領域が確定しないためにいわゆる三段階審査になじまないと言われる財産権について、保障内容の検討を丁寧にした上で、判例を読みときつつ審査方法の捉え直しがなされていて非常に勉強になりました。憲法の教科書等では自由権に比重が大きく財産権はあっさり流している印象でしたが、判例を見返しつつ再検討するよい機会になりました。（N,K.・学部生・20代）



### 行政法教室 ——トピックで学ぶ

トピックを挟み、行政の実効性確保の項目が順序良く簡潔に説明されていて、大変解りやすいと思いました。教科書の内容にも即して、補足学習のためにも役立つと思います。議論がある事項については参照論文、文献も追記されていてさらに学習を進めるのにも参考になります。初学者の頭の整理のためには、要領よく纏められた説明が理解の助けになります。このような講座を継続されることを望みます。

（nk・その他・60代以上）



### ケースで探索・会社法 ——理解を深め、もう少し先へ

締め出しについて、全部取得条項付種類株式から株式の併合へと方法が変化しそれに伴い履践すべき手続と反対株主保護の手続が変化したことがまず確認され、その上で株式の併合の無効が認められる前提条件たる決議の取消事由の存在に関する解釈や損害の計算方法について、類似判例を参照しながら具体的な当てはめ方法まで検討されていて勉強になりました。損害の計算方法は、有利発行後の株価の上昇の考慮方法をめぐる見解の対立とそれぞれの帰結としての具体的な計算式と損害額がわかるように記述されており、理解が深まりました。（T.M.・学部生・20代）